

富山県知事 様

誓 約 書

富山県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）（以下「協力金」という。）のうち、早期に一部を受給するに当たり、下記の内容について誓約します。

1. 令和3年8月20日（金）午後8時から9月12日（日）深夜12時までの全ての期間において営業時間の短縮等の富山県からの要請を遵守します。
2. 一部早期支給分を受給した場合、要請期間終了後に本申請を必ず行います。その際に、必要書類を全て提出します。また、要請に依拠していないなど支給対象外であると判明した場合又は本申請を行わない場合は、一部早期支給分の協力金の返還に応じます。
3. 一部早期支給分を受給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、一部早期支給分の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（協力金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。
4. 申請内容の証拠書類を保存するとともに富山県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
5. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に該当する暴力団員又は同条第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの（以下「密接関係者」という。）に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
なお、このことを確認するため必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会することに同意します。
6. 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、県厚生センター及び支所、富山市保健所、市町村等）に提供または照会されることに同意します。
7. 申請内容の不備等が、指定する期限までに解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとするに同意します

【署名欄】 署名年月日 年 月 日
住所（法人にあっては主たる事務所の所在地、個人事業主にあっては自宅の所在地）

申請者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の役職と氏名）

※氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

（ゴム印等は不可）

